

新潟市公共交通及び自転車で移動しやすく快適に歩けるまちづくり条例について

作成：新潟市都市政策部都市交通政策課

背景、目的

新潟市の取り組み状況



田園に包まれた多核連携型都市
～新潟らしいコンパクトなまちづくり～

こんなまちづくりを実現するため・・・



公共交通の3つの視点

地域の公共交通の強化

各区の拠点駅や高速バス停へのアクセス強化や、通院・買物など地域内の生活交通の確保
(フィーダーバス、区バス、住民バス、新たな移動手段の検討)

都心アクセスの強化

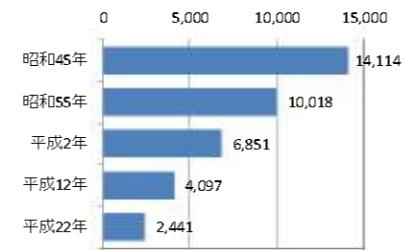
既存の鉄道やバス路線の利便性向上
(バス停上屋の整備、パーク&ライド、JR越後線増便社会実験、公共交通空白地域の解消)

基幹公共交通軸の強化

にいがた基幹バス「りゅーとリンク」の運行
ICカード「りゅーと」新潟駅～古町の土日運賃100円
新たな交通システムの導入

バス利用者の減少

バスの利用者数は年々減少し、平成22年度にはピーク時(昭和45年頃)の5分の1以下になっています。

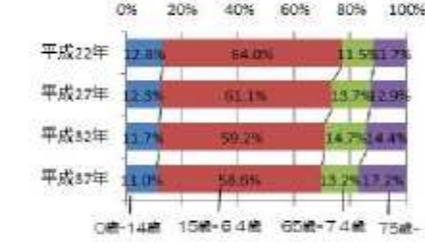


資料：新潟交通(株)

図：新潟交通(株)のバス利用人員推移(高速バスを除く)

高齢化の進展

今後も高齢化が進展するものと見込まれます。

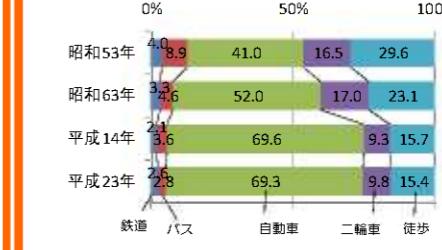


資料：新潟市

図：年齢別推定人口構成

高いマイカー依存

移動手段のうち自動車が7割近くへと依存が急激に進んでいます。

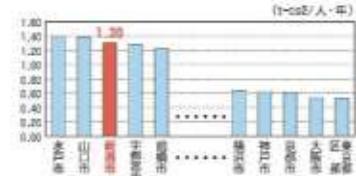


資料：新潟市内都市交通特性調査

図：代表交通手段別構成

地球温暖化対策

旅客部門では、CO₂排出量が政令指定都市中でワースト3位となっている。



資料：H19.3 環境省地球環境局「地球温暖化対策とまちづくりに関する検討会」報告書資料

図：旅客部門、一人当たりのCO₂排出量

まちづくりの舵をきる

超高齢社会や環境問題、まちなかの活性化や健幸(けんこう)都市づくりに対応するため過度な自動車依存脱却し、「公共交通や歩歩・自転車で移動しやすく快適に歩けるまちづくり」の実現が必要と考えています。

協働

この実現には関係者の連携や協力・参加が不可欠であることから、その方向性を明確にし、市民と目的を共有するため条例制定し、市民等と協働して、歩行・自転車・公共交通の環境の整備と利用促進に取り組んでいくものとします。

条例制定フロー

各区に設置された共同の要
・自治協議会
・商工会議所
・有識者、消費者協会など

条例案の検討

・市議会環境建設委員会
・構成員10名(座長・永井新潟大学経済学部長、市民団体、議員など)
・移動しやすく快適に歩けるまちづくり懇談会

・公共交通や自転車で移動しやすく歩いて楽しいまちづくり講演会・市民約130人参加

パブリックコメントの実施

・議会への上程
条例の制定(7月2日)

条例施行(12月1日予定)

平成23年度

平成24年度

条例の骨格と事業展開イメージ

基本理念（第3条）

歩行、自転車、公共交通が、日常生活に密接に関わるものであるという認識のもと、次に掲げる事項に配慮しながら、**交通環境の整備と市民の自発的な利用が一体となって行われなければならない。**

施策の推進に関する基本的事項

■施策の基本方針（第8条）

■基本計画の策定（第9条）（条例理念に基づく計画策定と進行管理等）<基本計画>

それぞれの責務

新潟市（第4条）

施策の策定と施策の推進。
市民等の意見の反映と施策への理解と協力を得ること。

事業者（第6条）

事業活動や通勤などで歩行・自転車・公共交通での移動を推進するよう努めること。
市の施策の推進に協力すること。

市民（第5条）

条例の目的への理解と関心を深めること。
市の施策の推進に協力すること。
交通ルールを守ること。

交通事業者（第7条）

便性向上と利用の促進に努めること。
市の施策に協力すること。
利用者への情報提供と意見の聴取に努めること。

ねらい

■条例を着実に実行するしくみづくり

■歩行者・自転車にやさしい環境づくり、公共交通の利便性の向上

■自転車・公共交通の利用と歩行の促進

■市民が利用主体となるためのしくみづくり

■市民の声を聞く場、手段づくり

■市民や公共交通事業者、警察等との連携と市の働きかけ

施策の体系と条例の対応

■交通環境の整備（第10,13,15,17条）

歩行環境の整備



公共交通の環境整備

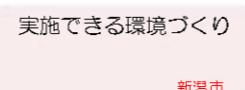


自転車に関する環境の整備



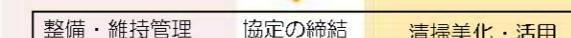
自転車及び公共交通の連携

自転車利用拡大・促進に向けた各種政策・施策



■利用促進策（第11,18,19,21条）

まち歩きの推進、意識の啓発等



新潟市 地域・団体

エコ通勤の推進、表彰

・レンタサイクルの運営
・駐輪場の整備
企業・事業者

提案
・実施
支援
車利用を控える場合は
様々な支援を実施
・自転車の貸与
・駐輪場整備の補助

新潟市

■市民と共に担う、移動しやすいまちづくりの推進

まち歩き団体

地域交通計画

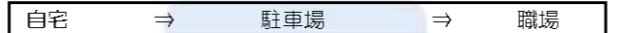
・地域課題への対応
・ニーズに合致した交
通を地域で実現

地域・団体

提案
・実施
支援
・運営費の補助
・アドバイザー派遣

（第12,14,16条）

自転車利用推進団体



駐車場の整備
民間駐車場の活用
駐車場の広報
企業・事業者

■利用者視点に立った交通施策の推進（第20条）

交通に関する市民意見の把握
意見を把握する場の設置等

■関係者との連携・協力、要請・助言（第23条）

<国等に対する要請等>

主な事業イメージ



住民バス：カナリア号



区バス：東区バス

- 歩行空間のネットワーク化、生活道路への通行・速度の抑制
- 自転車走行空間・駐輪場の整備、レンタサイクル
- 新交通システム、区バスの再構築、鉄道・バスの利便性向上、パーク&ライド
- 交通ルール・安全指導、マナー向上対策



イメージハンプ

- エコ通勤計画（自転車貸出、車から公共交通や歩行への転換支援）
- モビリティ・マネジメント



美化活動



モビリティ・マネジメント



まち歩き

- 地域の特色を活かしたまち歩きルート
- 団体・地域との協働による道路の美化活動など
- 自転車利用の推進
- 住民バス支援



交通モニター



自転車専用レーン

- 協定の締結による施策の実現と持続性の確保
<協定の締結> ◇まち歩き計画の提案と実施 ◇自転車利用の推進 ◇住民バス支援 ◇エコ通勤計画 など